

○胎内市生涯学習施設整備推進審議会条例

令和7年11月4日

条例第31号

(設置)

第1条 胎内市生涯学習施設の整備について、市民の多様な意見や専門的知見をもとに、公平・中立な立場から助言・提言を得るとともに、その円滑な推進を図るため、胎内市生涯学習施設整備推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

- (1) 生涯学習施設の概要及び機能並びに建設候補地に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 胎内市図書館、中央公民館又は子育て支援センターの利用者
- (2) 子育て世代の者
- (3) 識見を有する者
- (4) 公募による者
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の所掌事項が終了する日までとする。

2 委員に欠員が生じたときは、市長は速やかに補充するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

（その他）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。